

改正

平成14年 3 月 1 日規則第12号

平成14年 4 月 1 日規則第43号

平成15年 1 月 20 日規則第 3 号

平成16年12月22日規則第42号

平成19年 2 月 6 日規則第 5 号

平成20年 3 月 25 日規則第10号

平成20年 9 月 9 日規則第66号

平成22年 2 月 25 日規則第 4 号

平成25年 3 月 29 日規則第39号

平成25年 7 月 22 日規則第61号

平成25年10月24日規則第69号

平成25年12月19日規則第74号

平成26年 3 月 31 日規則第43号

平成27年 3 月 31 日規則第46号

平成28年 3 月 31 日規則第86号

平成31年 4 月 26 日規則第48号

令和 2 年 3 月 31 日規則第36号

令和 3 年 9 月 24 日規則第82号

令和 8 年 4 月 2 日規則第36号

佐世保市立看護専門学校学則（平成元年規則第34号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条～第 4 条）

第 2 章 学年、学期及び休日（第 5 条・第 6 条）

第 3 章 教育課程及び単位（第 7 条～第 9 条の 2）

第 4 章 修了認定及び卒業認定（第10条・第11条）

第5章 入学、休学、退学、復学、除籍、転学及び転入学（第12条～第21条）

第6章 授業料等（第22条～第24条）

第7章 職員及び会議（第25条～第27条）

第8章 賞罰（第28条・第29条）

第9章 健康管理（第30条）

第10章 届出（第31条）

第11章 補則（第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、佐世保市立看護専門学校条例（昭和34年条例第32号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、佐世保市立看護専門学校（以下「学校」という。）の管理運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 学校は、学生に対し、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づく看護師の資格を得るに必要な知識及び技術を修得させるため、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める専修学校の専門課程により、有能な看護師を養成することを目的とする。

（名称及び位置）

第3条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 佐世保市立看護専門学校

位置 佐世保市平瀬町3番地1

（課程、学科、修業年限及び学生の定員）

第4条 課程、学科、修業年限及び学生の定員は、次のとおりとする。

課程	学科	修業年限	学生の定員	
			1学年の定員	総定員
看護専門課程	看護学科	3年	80人	240人

2 在学期間は、5年を超えることはできない。

第2章 学年、学期及び休日

(学年及び学科)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休日)

第6条 学校の休日は、次のとおりとする。ただし、校長が必要と認めるときは、休日に授業を行うことができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 季節休暇として10週間以内で校長が定めた日
- (4) 創立記念日（11月1日）
- (5) その他校長が定める休校日

第3章 教育課程及び単位

(教育課程)

第7条 教育課程は、別表のとおりとする。

(単位)

第8条 授業科目の課程を修了した者には単位を与える。

2 1単位の時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実習については30時間から45時間とする。

3 校長は、既修得単位の認定をする。

- (1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）別表3備考2に掲げる学校等において、第7条に定める履修科目の教育内容と同一内容の科目を履修し単位を取得した科目については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で本校における該当科目の履修を免除し、取得単位として認定することができる。
- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号の規定に該当する者で本校に入学した者の単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の

一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には本校の該当科目の履修を免除し、取得単位として認定することができる。

（修了）

第9条 修了のためには、104単位を修得する。

2 各分野における修得単位数は、次のとおりとする。

- （1） 基礎分野 14単位
- （2） 専門基礎分野 22単位
- （3） 専門分野 68単位

（成績の評価）

第9条の2 成績の評価は、学科試験及び実習の評価により行う。

第4章 修了認定及び卒業認定

（修了認定）

第10条 修了の認定は、学科試験と実習評価をもつて行う。認定の基準等については、別に規定を定める。

（卒業認定）

第11条 本校に3年以上在籍し、本校の所定の単位を履修した者については、第27条第1項第2号に規定する運営会議を経て校長が卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者に対して卒業証書（様式第1号）を授与し、専門士（医療専門課程）の称号を付与する。

第5章 入学、休学、退学、復学、除籍、転学及び転入学

（入学資格）

第12条 入学することができる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定に該

当するものとする。

(入学志願の手続)

第13条 入学志願者は、次の書類を校長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書(写真を貼付したもの。様式第2号)
- (2) 最終出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
- (3) 最終出身学校長の調査書
- (4) その他校長が必要と認める書類

(入学試験及び合格者の決定)

第14条 入学試験は、推薦入学試験、社会人入学試験及び一般入学試験とする。

- 2 校長は、入学志願者に対して、筆記試験及び面接試験を行い、その結果及び前条各号の提出書類に基づいて合格者を決定する。

(入学手続)

第15条 前条第2項の合格者は、保証人2人を定め、連署の上、誓約書・連帯保証人承諾書(様式第4号)を指定された期日までに校長に提出しなければならない。

(入学の許可)

第16条 校長は、前条に規定する手続を終了した合格者に対して入学を許可する。

(休学)

第17条 学生が疾病その他特別の事由のため3ヶ月以上修学できないときは、1年以内の休学をすることができる。

(休学、退学の手続)

第18条 学生が前条の規定により休学し、又は一身上の事由により退学しようとするときは、保証人連署の上、校長にその旨を願い出なければならない。ただし、疾病による休学又は退学の場合は医師の診断書を添えなければならない。

- 2 休学期間は、引き続き1年を超えることはできない。
- 3 休学期間は、第4条第2項に規定する在学期間及び第11条第1項に規定する卒業認定のために在籍すべき年数に算入しない。
- 4 校長は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して退学を命ずることができる。
 - (1) 第4条第2項に規定する在学期間を超えた者
 - (2) 授業料を3ヶ月以上滞納し、かつ、督促を受けても納付しない者
 - (3) 第2項の休学期間を超えてなお復学しない者

(復学)

第19条 休学を許可された者が復学しようとするときは、その理由を記して保証人連署の上、願い出なければならない。ただし、疾病による休学の場合は、復学が可能であることを証する医師の診断書を添えなければならない。

(除籍)

第20条 校長は、学生が死亡し、又は行方不明になったときは、除籍することができるものとする。

(転学及び転入学)

第21条 転学しようとする者は、その理由を記して保証人連署の上、願い出なければならない。

2 転入学しようとする者は、その理由を記して学校が必要とする書類を校長に提出し、許可を得なければならない。

3 校長は、欠員のある場合に限り、転入学を許可することができる。

第6章 授業料等

(授業料等の納付)

第22条 授業料等の納付時期は、次のとおりとする。

(1) 入学考査料 入学願書提出のとき

(2) 入学金 入学のとき

(3) 授業料 毎月10日まで

2 前項第3号の授業料は、毎月1日に在籍する者が当該月分を納付するものとし、授業料の月額
は、当該授業料の年額の12分の1に相当する額とする。

(授業料等の減免)

第23条 条例第8条に規定する特別の必要があると認めるときは、次の各号のとおりとし、当該各号に掲げるものを減免する。

(1) 学校の都合で月の全部を休校にしたとき 授業料

(2) 震災、風水害、火災その他特別な事由により授業料を負担することが困難であると市長が認めるとき 授業料

(3) 第17条に規定する休学を許可したとき 当該学生が休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の前月分までの授業料

(4) 第20条に規定する除籍をしたとき 当該学生に係る未納の授業料

(5) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に規定する授業料等減免対象者として市長が認めるとき 授業料又は入学金

- 2 前項第2号の規定による授業料の減免は、学生の家庭状況、学習の評価等を考慮して行うものとする。
- 3 第1項第1号及び第2号の規定による減免に係る授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に減免すべき月数を乗じて得た額とする。
- 4 第1項第5号の規定による授業料又は入学金の減免に係る基準等については、大学等における修学の支援に関する法律、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「法施行規則」という。）に定めるところによる。
- 5 授業料等の減免について、この規則に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

（修学支援による減免の手続等）

第23条の2 法施行規則第11条第1項に規定する授業料等減免認定の申請は、授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（様式第5号）によるものとする。

- 2 法施行規則第11条第6項に規定する授業料等減免対象者としての認定及び授業料等減免の額等の通知は、授業料等減免認定結果通知書（様式第6号の1又は様式第6号の2）によるものとする。
- 3 法施行規則第11条第8項に規定する授業料等減免対象者としての認定を行うべき者でないと認めるときの通知は、授業料等減免認定結果通知書（様式第6号の3）によるものとする。
- 4 法施行規則第12条に規定する適格認定における学業成績の判定の結果の通知は、適格認定における学業成績の判定結果通知（様式第8号の1）によるものとする。
- 5 法施行規則第13条第1項に規定する適格認定における収入額・資産額等の判定の結果の通知は、適格認定における収入額・資産額の判定結果通知（様式第8号の2）によるものとする。
- 6 法施行規則第13条第2項に規定する適格認定における収入額・資産額等の判定の結果の通知は、適格認定における収入額・資産額の判定結果通知（様式第8号の3）によるものとする。
- 7 法施行規則第14条の2に規定する生計維持者の変更があったときの届出は、授業料等減免の生計維持者の変更届（様式第9号）に、在留資格の変更又は在留期間の更新があったときの届出は、授業料等減免の対象者の国籍・在留資格等の変更届（様式第10号）によるものとする。
- 8 法施行規則第15条第2項に規定する授業料等減免対象者としての認定の取消の通知は、授業料

等減免の認定取消通知書（様式第11号）によるものとする。

9 法施行規則第15条第3項に規定する学業成績が不振である旨の警告は、適格認定における学業成績の判定結果通知（警告）（様式第12号）によるものとする。

10 法施行規則第18条第1項第10号に規定する授業料等減免対象者としての認定の効力の停止の申出は、授業料等減免の支援停止申請書（様式第13号）によるものとする。

11 法施行規則第18条第3項に規定する同項第1号に該当するときの認定の効力の停止の通知は、授業料等減免対象者としての認定の効力の停止に関する通知（様式第14号）に、同項第2号に該当するときの認定の効力の停止の解除の通知は、授業料等減免の停止の解除（支援の再開）申請書（様式第15号）によるものとする。

（授業料等の不還付）

第24条 条例第9条に規定する市長において特別の理由があると認めるときは、次の各号に定める場合とし、当該各号に定めるものを還付することができるものとする。

（1） 休学した場合 休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の前月分までの授業料

（2） 退学又は転学した場合 退学又は転学した日の属する月の翌月分以降の授業料

（3） 第23条の規定により授業料等が減免された場合 減免された授業料又は入学金

第7章 職員及び会議

（職員）

第25条 条例第2条に規定するその他必要な職員は、事務長、教務主任、実習調整者とし、校長が選任する。

（職務）

第26条 校長は、市長の命を受け学校に関する一切の教務及び事務を統轄し、所属職員を指揮監督する。

2 副校長は、校長を補佐し、校長が不在のときはその職務を代行する。

3 事務長は、上司の命を受け、事務を掌理する。

4 教務主任は、上司の命を受けて教務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 実習調整者は、学生の実習計画を作成するほか、臨地実習に係る連絡調整を行う。

（会議）

第27条 学校の教育に関する事項を審議するため、次の会議を置く。

- (1) 教務会議
- (2) 運営会議
- (3) 実習指導者会議

- 2 教務会議は、校長、副校長、事務長、教務主任、専任教員その他の必要な職員で組織し、学校の運営に関すること、学校の教育方針、教育課程に関する事項等を審議する。
- 3 運営会議は、前項の構成職員で組織し、単位認定に関する事項、卒業認定に関する事項、学科の教授内容に関する事項、学校運営の自己評価に関する事項等を審議する。
- 4 実習指導者会議は、専任教員、実習指導者、看護師長で組織し、実習指導に関する具体的事項について審議する。
- 5 第1項各号の会議は、学期始め、学期末その他必要に応じて校長が招集する。

第8章 賞罰

(表彰)

第28条 校長は、表彰に値する行為を行つた学生を表彰することができる。

(懲戒)

第29条 校長は、学生が次の各号の一に該当するときは、これに対し懲戒処分として訓戒、謹慎、停学又は退学の処分をすることができる。

- (1) 学校の学則及び諸規則に違反した者
- (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (3) その他学生の本分に違反する行為があつた者

第9章 健康管理

第30条 校長は、学生の健康を保持するため、1年に1回以上の健康診断を行う。

- 2 学生は、疾病及びその他事故があつた場合は、直ちに校長に届け出なければならない。

第10章 届出

(改姓等の届け)

第31条 学生は、改姓若しくは他の身分上の異動又は住所の変更があつた場合は、速やかに届け出なければならない。

第11章 補則

第32条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の規定は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の際、現に学校に在籍している学生に対する学科課程及び授業時間数並びに看護学内訳については、平成11年3月31日までの間はなお従前の例による。

附 則 (平成14年3月1日規則第12号)

この規則は、平成14年3月1日から施行する。

附 則 (平成14年4月1日規則第43号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年1月20日規則第3号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月22日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第10条の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年2月6日規則第5号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月25日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年9月9日規則第66号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第23条第1項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に学校に在籍している学生及びこの規則の施行の日以後に転入学した者で、そのものの他の学校又は養成所における修習内容の事情等を考慮して必要があると認められ

るものについては、この規則による改正後の第9条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年2月25日規則第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行し、平成18年度以降に入学した者について適用する。

附 則（平成25年3月29日規則第39号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月22日規則第61号）

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成25年10月24日規則第69号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成27年度及び平成28年度の学生の定員は、次の表のとおりとする。

年度	第1学年の定員	第2学年の定員	第3学年の定員	総定員
平成27年度	80人	40人	40人	160人
平成28年度	80人	80人	40人	200人

- 3 改正後の別表の規定は、平成27年度以後に入学する者に係る教育課程について適用し、平成26年度以前に入学した者に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月19日規則第74号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第43号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第46号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第86号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日規則第48号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の佐世保市の規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和 2 年 3 月 31 日規則第 36 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の第 22 条第 1 項第 3 号に規定する授業料等の減免を受けようとする者は、この規則の施行前においても、改正後の第 22 条の 2 第 1 項の規定の例により、その申請を行うことができる。

附 則 (令和 3 年 9 月 24 日規則第 82 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 8 条第 2 項、第 9 条及び別表の規定は、令和 4 年度以後に入学する者に係る教育課程について適用し、令和 3 年度以前に入学した者に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則 (令和 8 年 4 月 2 日規則 36 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の様式第 1 号による卒業証書については、令和 8 年度以後に入学する者から適用し、令和 7 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和 8 年 5 月 28 日規則 45 号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係）

教育課程

区分	指定規則		本校		
	教育内容	単位数	科目	単位数	時間
基礎分野	科学的思考の基盤		論理的思考	1	30
			統計学	1	30
			物理学	1	30
			生物学	1	30
	人間と生活・社会の理解		心の発達	1	30
			カウンセリング論	1	15
			コミュニケーション論	1	15
			社会学	1	30
			日本の文化	1	15
			英語Ⅰ	1	30
			英語Ⅱ	1	30
			英語Ⅲ	1	30
			体育	1	15
			生活と健康	1	15
		小計			14
専門基礎分野	人体の構造と機能		解剖学	1	15
			体の機能と疾病Ⅰ	1	45
			体の機能と疾病Ⅱ	1	30
			体の機能と疾病Ⅲ	1	45
			体の機能と疾病Ⅳ	1	30
			体の機能と疾病Ⅴ	1	30
			体の機能と疾病Ⅵ	1	30
			生化学	1	30
	疾病の成り立ちと回復の促進		微生物学	1	30
			臨床検査	1	15

		病理学	1	15
		治療論Ⅰ	2	45
		治療論Ⅱ	1	30
		栄養学	1	15
		食事指導	1	15
	健康支援と社会保障制度	医療概論	1	15
		公衆衛生学	2	30
		社会福祉Ⅰ	1	15
		社会福祉Ⅱ	1	15
		関係法規	1	15
	小計		22	510
専門分野	基礎看護学	看護学概論	1	15
		基礎看護学方法論Ⅰ	1	15
		基礎看護学方法論Ⅱ	1	30
		基礎看護学方法論Ⅲ	1	30
		基礎看護学方法論Ⅳ	1	30
		基礎看護学方法論Ⅴ	1	30
		基礎看護学方法論Ⅵ	1	45
		基礎看護学方法論Ⅶ	1	45
		基礎看護学方法論Ⅷ	1	30
		基礎看護学方法論Ⅸ	1	30
		基礎看護学方法論Ⅹ	1	30
	地域・在宅看護論	地域の人々の暮らし	1	30
		地域・在宅看護総論	1	15
		在宅看護方法論Ⅰ	1	15
		在宅看護方法論Ⅱ	1	15
		在宅看護方法論Ⅲ	1	15
		在宅看護方法論Ⅳ	1	30
	成人看護学	成人看護学総論	1	30

		成人看護学方法論Ⅰ	1	30
		成人看護学方法論Ⅱ	1	30
		成人看護学方法論Ⅲ	1	30
		成人看護学方法論Ⅳ	1	15
		成人看護学方法論Ⅴ	1	30
		成人看護学方法論Ⅵ	1	30
	老年看護学	老年看護学総論	1	15
		老年看護学方法論Ⅰ	1	30
		老年看護学方法論Ⅱ	1	30
		老年看護学方法論Ⅲ	1	15
	小児看護学	小児看護学総論	1	30
		小児看護学方法論Ⅰ	1	30
		小児看護学方法論Ⅱ	1	30
		小児看護学方法論Ⅲ	1	30
	母性看護学	母性看護学総論	1	30
		母性看護学方法論Ⅰ	1	30
		母性看護学方法論Ⅱ	1	30
		母性看護学方法論Ⅲ	1	30
	精神看護学	精神看護学総論	1	15
		精神看護学方法論Ⅰ	1	30
		精神看護学方法論Ⅱ	1	15
		精神看護学方法論Ⅲ	1	30
	看護の統合と実践	看護倫理	1	30
		看護管理	1	15
		医療安全	1	15
		災害看護	1	30
		看護技術の統合	1	30
	小計		45	1,185
	臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	1	45

		基礎看護学実習Ⅱ	3	135
		地域実習	1	30
		在宅看護論実習	2	90
		検査・治療看護実習	2	90
		周手術期看護実習	2	90
		老年看護学実習Ⅰ	2	90
		老年看護学実習Ⅱ	2	90
		小児看護学実習	2	90
		母性看護学実習	2	90
		精神看護学実習	2	90
		統合実習	2	90
	小計		23	1,020
総計			104	3,060

様式第1号（第11条関係）

校 長	佐世保市立看護専門学校	年 月 日	与 す る	専 門 士 （ 医 療 専 門 課 程 ） の 称 号 を 授 け る	右の者は本校看護学科所定の課程 を修めたので卒業したことを認め る	卒 業 証 書	第 号

様式第2号（第13条関係）

佐世保市立看護専門学校入学願書

写真貼付 3ヶ月以内に撮影した上半身像	※ 受付		※ 番号 号		
	(ふりがな)			生 年 月 日	
	氏 名			年 月 日	
	(ふりがな)			本 籍	
現住所 (〒)			都 道 府 県		
最終学歴 年 月卒見込・卒・中退					
職 歴					
志願の理由					
保護者の住所			電話番号		
特 技		趣 味			
卒業後の希望(レをしてください)					
進 学	○保 健 師	○助 産 師	○養護教諭		
就 職	○佐世保市内	○長崎県内	○長崎県外		
備 考					
年 月 日提出					

注意
この願書は必ず本人が記載してください。
印欄は記入しないでください。

誓約書・連帯保証人承諾書

記入日 年 月 日

佐世保市立看護専門学校長 様

入学者

私は、佐世保市立看護専門学校に入学の上は、学生の本分に従って学業に精進するとともに、学則および諸規則を遵守することを誓います。

【本人記入】

現住所	
氏名	(自署)
生年月日	

連帯保証人

私たちは、上記の者に、上記誓約を堅く守らせることを誓います。

また、私たちは、上記の者が負担すべき佐世保市立看護専門学校条例（昭和34年条例第32号）第7条に定める授業料について請求があった場合は、極度額1,500,000円（年間授業料相当額30万円×最大在学期間5か年）を限度額として上記の者と連帯して保証することを承諾いたします。

【連帯保証人記入】

現住所			
氏名	(自署)		
入学者との関係		生年月日	年 月 日
電話番号			

現住所			
氏名	(自署)		
入学者との関係		生年月日	年 月 日
電話番号			

(注意事項)

・民法の規定により、極度額（上限額）を記載しておりますが、これは連帯保証人が想定外の債務を負うことがないように、連帯保証人を保護することを目的としています。

様式第5号（第23条の2関係）

授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

年 月 日

佐世保市長 様

私は、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）を通じ、佐世保市立看護専門学校が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が佐世保市立看護専門学校の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ			入学年月	年 月 入 学
	氏 名				
	生年月日	年 月 日生 （ 歳）			
	現住所	〒 都道府県 市区町村			
	所属学部・学科等	佐世保市立看護専門学校		学籍番号	
	学 年				
	希望する認定事由	☐ 授業料等負担が困難 ☐ 多子世帯			
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間（*）	（学校名）		（期間/月数） 年 月～ 年 月／ 月	
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。	ある ・ ない			
	機構の給付型奨学金に関する情報 （いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。） ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること				
☐ 予約採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号（採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号）】					
☐ 在学(在学予約)採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号 (給付奨学生となっていれば奨学生番号)					

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付型奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付型奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
- 給付型奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、（別紙1）の提出が必要です。更に、本校に編入学又は転学した学生等であって、編入学又は転学する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、あわせて（別紙2）の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて（別紙3）の提出が必要です。（給付型奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙1～3の提出は不要です。）
- なお、給付型奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付型奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 給付型奨学金に未申請のため、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付型奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本校に申し出てください。
- ハ 「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを必ず添付してください。
- ニ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。
- ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本校が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

申請者（本人）について

申請者 (本人)	国籍等	日本国 ・ 日本国以外					
		在留資格	(国籍が「日本国以外」の人のみ回答)				
			永住者・法定特別永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者				
			期在 限留	(在留資格が「法定特別永住者」、「永住者」以外の人のみ回答)			
				年 月			
	永 意 思 に 日 本 に あ る	(在留資格が「定住者」の人のみ回答) あり ・ なし					
	在学・履歴情報（通っていた進学前の高等学校等のうち最初に卒業した学校について） ※高卒認定試験合格者等の場合は、試験名と合格年月を記入して下さい。						
	<table border="1"> <tr> <td>学校名 (出身学校名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>卒業年月</td> <td>年 月</td> </tr> </table>			学校名 (出身学校名)		卒業年月	年 月
	学校名 (出身学校名)						
	卒業年月	年 月					
あなたは、本校の1年次に入学しましたか。（編入学又は転学により本校の2年次以上に入学した場合は「いいえ」を選んでください。） はい ・ いいえ (上記「いいえ」と答えた人のみ回答) 本校に編入学又は転学する前に在学していた学校へ入学した年月 年 月 本校に編入学又は転学する前に在学していた学校に在籍していた最終年月 年 月 本校に編入学又は転学する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ありますか。 はい ・ いいえ (※)「はい」と答えた人は、別紙2をあわせて提出してください。							
施設等 在籍 状況	あなたは社会的養護を必要とする、あるいは高等学校等在籍時に必要としていた人ですか。 はい ・ いいえ (上記「はい」と答えた人のみ回答) ・ 児童養護施設に入所 ・ 児童自立支援施設に入所 ・ 児童心理治療施設に入所 ・ 自立援助ホームに入所 ・ 里親に養育 ・ ファミリーホームで養育						
	日本学生支援機構奨学金の利用有無について ※現在、利用している場合は奨学生番号を記入してください。						
	奨学生番号						

生計維持者について

同一世帯に父母ともいる場合、収入の有無に関わらず、必ず父母とも「生計維持者」の欄に記入してください。

（生計維持者とは、申請者の家計を支えている者であり、原則父母としています。父母がいない場合は、代わって生計を維持している者となります。（最大2名））

生計維持者 1	フリガナ			申請者との続柄	
	氏 名				
	現住所	☐ 申請者と同じ場合は左に✓を入れてください。			
		〒 —			
	生年月日	年	月	日生	（ 歳）
	年1月1日時点で生活保護法の生活扶助を受給している。		はい	・	いいえ
年1月1日時点で日本国内に住民票の登録がある。		はい	・	いいえ	

生計維持者 2	フリガナ			申請者との続柄	
	氏 名				
	現住所	☐ 申請者と同じ場合は左に✓を入れてください。			
		〒 —			
	生年月日	年	月	日生	（ 歳）
	年1月1日時点で生活保護法の生活扶助を受給している。		はい	・	いいえ
年1月1日時点で日本国内に住民票の登録がある。		はい	・	いいえ	

資産の申告

申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）の資産の合計は2,000万円未満（生計維持者が1人の場合は1,250万円未満）ですか。	はい ・ いいえ
---	----------

※ 「いいえ」を選んだ場合は、基準を満たしていないため、授業料等減免を受けられません。

申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）の資産額（1万円未満は切り捨てて記入）	申請者（あなた）	生計維持者 1	生計維持者 2

※ 申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）に関する市町村発行の最新の「住民票の写し」及び「課税証明書」（原本）を添付してください。課税証明書には、次の項目が記載されていることが必要です。
①課税標準額 ②調整控除額 ③調整額 ④扶養親族の数 ⑤合計所得金額 ⑥総所得金額等 ⑦本人該当区分

※ 申請者や生計維持者のいずれかが生活保護法の生活扶助を受給している場合には、1月1日時点の生活保護受給証明書を添付してください。

※ 社会的養護を必要とする、あるいはしていた方の場合、生計維持者の欄は記入不要です。児童養護施設等の在籍又は退所証明書を添付してください。

※ 外国籍の方は、在留資格及び在留期限がわかる証明書を添付してください。

※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本校が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

編入学・転学の履歴

本校に編入学又は転学する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が 2 つ以上ある場合は、本紙を提出してください。

○ 編入学・転学とは、ある学校から別の学校の 2 年次以上に入学する場合をいいます。

※ 例えば、ある大学の 1 年次を修了した後、別の大学の 2 年次に入学する場合はこれに該当します。（ただし、ある大学の 1 年次を修了した後、1 年以上を経過して、別の大学の 2 年次に入学した場合は、含まれません。）

※ 別の学校の 1 年次に再入学するものは含みません。

※ 「学校」は、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校を指します。

	入学年月	在籍していた最終年月
はじめて入学した学校	年 月	年 月
2 つ目の学校	年 月	年 月
3 つ目の学校	年 月	年 月
4 つ目の学校	年 月	年 月
5 つ目の学校	年 月	年 月

家計の急変に係る申告書

生計維持者 1	氏名		続柄	
	家計急変の事由			
	生計維持者1の状況について、下記のうち該当するものを選択してください。 ☐ A：死亡 ☐ B：怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難 ☐ C：失職（失業） ※定年退職や正当な理由のない自己都合退職などを除く。 ☐ D：震災、火災、風水害等に被災 ☐ E：A～Dのいずれにも該当しない（事由が発生していない）			
	家計急変の事由が発生した年月 (上記でA～Dを選んだ人は記入してください)		年 月	
	上記「家計急変の事由」で、「D：震災、火災、風水害等に被災」を選択した場合、以下を記入してください。			
災害の内容（該当するものを選んでください） ☐ 地震、風水害、噴火等の自然災害 ☐ 火災又は爆発等 ☐ その他（ ）				
申込時点での状況 ☐ 被災により死亡 ☐ 被災により生死不明（行方不明） ☐ 被災により就労困難				
(上記で「被災により就労困難」を選んだ人は記入してください) 就労困難の理由 ☐ 被災による傷病 ☐ 災害の影響で勤務先(又は経営している会社)が倒産、廃業又は一時的に休業 ☐ 災害の影響で自営業を廃業又は一時的に休業 ☐ 災害の影響で通勤困難（道路の崩落、公共交通機関の長期運休等） ☐ その他（ ）				

※「B：怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難」に該当する被雇用者の場合、（別紙4）をあわせて提出してください。

※生計維持者が1名のみである場合は、下表は記入不要です。

生計維持者 2	氏名		続柄	
	家計急変の事由			
	生計維持者2の状況について、下記のうち該当するものを選択してください。 ☐ A：死亡 ☐ B：怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難 ☐ C：失職（失業） ※定年退職や正当な理由のない自己都合退職などを除く。 ☐ D：震災、火災、風水害等に被災 ☐ E：A～Dのいずれにも該当しない（事由が発生していない）			
	家計急変の事由が発生した年月 （上記でA～Dを選んだ人は記入してください）		年 月	
	上記「家計急変の事由」で、「D：震災、火災、風水害等に被災」を選択した場合、以下を記入してください。			
	災害の内容（該当するものを選んでください） ☐ 地震、風水害、噴火等の自然災害 ☐ 火災又は爆発等 ☐ その他（ ）			
	申込時点での状況 ☐ 被災により死亡 ☐ 被災により生死不明（行方不明） ☐ 被災により就労困難 （上記で「被災により就労困難」を選んだ人は記入してください） 就労困難の理由 ☐ 被災による傷病 ☐ 災害の影響で勤務先（又は経営している会社）が倒産、廃業又は一時的に休業 ☐ 災害の影響で自営業を廃業又は一時的に休業 ☐ 災害の影響で通勤困難（道路の崩落、公共交通機関の長期運休等） ☐ その他（ ）			

※「B：怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難」に該当する被雇用者の場合、（別紙4）をあわせて提出してください。

休職証明書

佐世保市長 様

氏名	
生年月日	年 月 日
住所	
所属(職名)	
休職理由	
休職期間	休職開始日 年 月 日 休職終了日 年 月 日 ※終了日が確定していない場合は、「予定の終了日」または「未定で終了予定日が記載できない」とご記入ください。
休職中の給与	休職中の給与 有給 / 無給 ■有給の場合の給与月額支払額 円 ※休職中の給与について、有給又は無給どちらかに○をつけてください。 ※有給の場合の給与月額支払額を記載されない場合は、給与規定を添付してください。

上記の通りであることを証明します。

年 月 日

<証明者>

【住所】

【勤務先】

【役職・氏名】

印

様式第6号の1（第23条の2関係）

佐世保市指令 第 号
年 月 日

様

佐世保市長

授業料等減免認定結果通知書

貴殿より申請のあった授業料等の減免について、対象者に認定し、下記のとおり、授業料等の減免を行いますので通知します。

記

1. 認定事由及び減免区分
☐ 授業料等負担が困難
☐ 多子世帯
第〇〇区分

2. 上記減免区分が適用される期間
年 月 ～ 年 月

3. 減免額
入学金 円
授業料 円（ 年 月分～ 年 月分）

4. 減免後の納付額
入学金 円
授業料 円（ 年 月分～ 年 月分）
※ 月 日までに 円を納付してください。

（参考）

	減免前の金額	減免後の金額
入学金		
授業料 (年 月～ 年 月)		

※本通知は、重要な書類ですので、大切に保管してください。

佐世保市指令 第 号
年 月 日

様

佐世保市長

授業料等減免認定結果通知書

貴殿より申請のあった授業料等の減免について、対象者に認定し、下記のとおり、授業料等の減免を行いますので通知します。

記

1. 認定事由及び減免区分

- ☐ 授業料等負担が困難
☐ 多子世帯
第〇〇区分

2. 上記減免区分が適用される期間

年 月 ～ 年 月

※ 年 月から 年 月までの間、減免区分は3カ月毎に判定し、それ以降は1年毎に判定します。 年 月以降は、毎年10月から新たな減免区分になります。
新たな減免区分については、判定の都度、通知します。

3. 減免額

上記期間における1カ月当たりの授業料減免額 円
入学金減免額 円

4. 減免後の納付額

入学金について、減免後の納付額は 円となります。 月 日までに、 円を納付してください。

年 月分～ 年 月分の授業料の減免後納付額や納付先等については、年 月頃に別途通知します。

(参考) 入学金の減免額等

減免区分	入学金減免額	減免前の入学金の額	減免後の入学金の額
	円	円	円

(参考) 年度の授業料の減免額等

年月	減免区分	授業料減免額 (1ヵ月当たり)	減免前の授業料の額 (1ヵ月当たり)	減免後の授業料の額 (1ヵ月当たり)
年4月		円	円	円
年5月		円	円	円
年6月		円	円	円
年7月		円	円	円
年8月		円	円	円
年9月		円	円	円
年10月		円	円	円
年11月		円	円	円
年12月		円	円	円
年1月		円	円	円
年2月		円	円	円
年3月		円	円	円

※本通知は、重要な書類ですので、大切に保管してください。

様式第6号の3 (第23条の2 関係)

佐世保市指令 第 号
年 月 日

様

佐世保市長

授業料等減免認定結果通知書

貴殿より申請のあった授業料等の減免について、下記の通り、認定対象でないと判定したので通知します。

(理由)

佐世保市指令 第 号
年 月 日

様

佐世保市長

適格認定における学業成績の判定結果通知

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 12 条に基づき、 年
度（前期・後期・通年）の適格認定における学業成績の判定を行った結果、同
施行規則別表第 2 の上欄に掲げる廃止の区分及び警告の区分のいずれにも該当し
ないことを確認し、授業料減免を継続することとします。

様式第8号の2（第23条の2関係）

佐世保市指令 第 号
年 月 日

様

佐世保市長

適格認定における収入額・資産額の判定結果通知

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第13条第1項に基づき、適格認定における収入額・資産額等の判定を行った結果、下記のとおり判定されましたので通知します。

記

1. 認定事由及び減免区分

☐ 授業料等負担が困難

☐ 多子世帯

第〇〇区分

2. 上記減免区分が適用される期間

年 月 ～ 年 月

3. 減免額

入学金 円

授業料 円（ 年 月分～ 年 月分）

4. 減免後の納付額

入学金 円

授業料 円（ 年 月分～ 年 月分）

※ 月 日までに 円を納付してください。

（参考）

従前（ 年 月～ 年 月）の減免区分【第 区分】

	減免前の金額	減免後の金額
入学金		
授業料 (年 月～ 年 月)		

新たな減免区分（ 年 月～ 年 月）【第 区分】

	減免前の金額	減免後の金額
授業料 (年 月～ 年 月)		

※本通知は、重要な書類ですので、大切に保管してください。

様式第8号の3（第23条の2関係）

佐世保市指令 第 号
年 月 日

様

佐世保市長

適格認定における収入額・資産額の判定結果通知

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第13条第2項に基づき、適格認定における収入額・資産額等の判定を行った結果、下記のとおり判定されましたので通知します。

記

1. 認定事由及び減免区分
☐ 授業料等負担が困難
☐ 多子世帯
第〇〇区分

2. 上記減免区分が適用される期間

年 月 ～ 年 月

※ 年 月から 年 月までの間、減免区分は3カ月毎に判定し、それ以降は1年毎に判定します。 年 月以降は、毎年10月から新たな減免区分になります。新たな減免区分については、判定の都度、通知します。

3. 減免額

上記期間における1カ月当たりの授業料減免額 円

4. 減免後の納付額

年 月分～ 年 月分の授業料の減免後納付額や納付先等については、年 月頃に別途通知します。

(参考) 年度の授業料の減免額等

年月	減免区分	授業料減免額 (1カ月当たり)	減免前の授業料の額 (1カ月当たり)	減免後の授業料の額 (1カ月当たり)
年4月		円	円	円
年5月		円	円	円
年6月		円	円	円
年7月		円	円	円
年8月		円	円	円
年9月		円	円	円
年10月		円	円	円
年11月		円	円	円
年12月		円	円	円
年1月		円	円	円
年2月		円	円	円
年3月		円	円	円

※本通知は、重要な書類ですので、大切に保管してください。

様式第9号（第23条の2関係）

授業料等減免の生計維持者の変更届

年 月 日

佐世保市長 様

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けるにあたり、生計維持者が変わりましたので届け出ます。

フリガナ		入学年度	年度入学
氏 名			
学籍番号			
所属学部・学科等	佐世保市立看護専門学校	学 年	

生計維持者 1	変更前の生計維持者 1			
	本人との続柄	☐ 父 ☐ 母 ☐ 祖父 ☐ 祖母 ☐ 支援対象者本人 ☐ その他		
	(フリガナ)			
	氏 名	姓	名	
	生年月日	年 月 日		
	▼			
	変更後の生計維持者 1			
	本人との続柄	☐ 父 ☐ 母 ☐ 祖父 ☐ 祖母 ☐ 支援対象者本人 ☐ その他		
	(フリガナ)			
	氏 名	姓	名	
生年月日	年 月 日			

生計維持者 2	変更前の生計維持者 2			
	本人との続柄	☐ 父 ☐ 母 ☐ 祖父 ☐ 祖母 ☐ 支援対象者本人 ☐ その他		
	(フリガナ)			
	氏 名	姓	名	
	生年月日	年 月 日		
	▼			
	変更後の生計維持者 2			
	本人との続柄	☐ 父 ☐ 母 ☐ 祖父 ☐ 祖母 ☐ 支援対象者本人 ☐ その他		
	(フリガナ)			
	氏 名	姓	名	
生年月日	年 月 日			

様式第10号（第23条の2関係）

授業料等減免の対象者の国籍・在留資格等の変更届

年 月 日

佐世保市長 様

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けるにあたり、在留資格等の変更がありましたので届け出ます。

フリガナ		入学年度	年度入学
氏 名			
学籍番号			
所属学部・学科等	佐世保市立看護専門学校	学 年	

変更前の国籍・在留資格等

国 籍	☐ 日本国 ・ ☐ 日本国以外
在留資格等	(国籍が「日本国以外」の人のみ記入) ☐ 永住者 ☐ 法定特別永住者 ☐ 日本人の配偶者等 ☐ 永住者の配偶者 ☐ 定住者
在留期限	(在留資格等が「永住者」・「法定特別永住者」以外の人のみ記入) 年 月



変更後の国籍・在留資格等

国 籍	☐ 日本国 ・ ☐ 日本国以外
在留資格等	(国籍が「日本国以外」の人のみ記入) ☐ 永住者 ☐ 法定特別永住者 ☐ 日本人の配偶者等 ☐ 永住者の配偶者 ☐ 定住者
在留期限	(在留資格等が「永住者」・「法定特別永住者」以外の人のみ記入) 年 月
永住の意思	(在留資格等が「定住者」の人のみ記入) ☐ ある ☐ ない

佐世保市指令 第 号
年 月 日

様

佐世保市長

授業料等減免の認定取消通知書

年 月 日付佐世保市指令 第 号により通知した授業料等減免対象者としての認定について、大学等における修学の支援に関する法律施行規則第15条第1項及び第16条に基づき下記のとおり取消しますので通知します。

記

1. 認定取消により減免を行わないこととなる月

年 月

※ 貴殿は下記の事由に該当したため、学年の始期に遡って、認定の効力が失われます。

2. 認定取消の事由

- ☐ 偽りその他不正の手段により授業等減免を受けた。
- ☐ 適格認定における学業成績の判定の結果、下記に該当した。
 - ☐ i) 修業年限で卒業又は修了できないことが確定
 - ☐ ii) 修得した単位数等の合計数が標準単位数の5割以下
 - ☐ iii) 学修意欲が著しく低い状況
 - ☐ iv) 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当
 - ☐ v) 上記 i) ～ iv) に該当し、かつ学業成績が著しく不良であると認められ、そのことについて災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められない。
- ☐ 懲戒としての退学又は停学（期限の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けた。

3. 認定取消に係る納付額

入学金 円
授業料 円（ 年 月分～ 年 月分）
※ 月 日までに 円を納付してください。

佐世保市指令 第 号
年 月 日

様

佐世保市長

適格認定における学業成績の判定結果通知（警告）

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第12条に基づき、年度（前期・後期・通年）の適格認定における学業成績の判定を行った結果、下記のとおり判定されましたので、施行規則第15条第3項に基づき通知します。

次回の適格認定における学業成績の判定において、下記の状況が改善されていない場合、認定を取消す（授業料等減免を終了する）こととなりますので、申し添えます。

記

〔判定の結果〕 警告

- 事由
- ☐ 修得した単位数等の合計数が標準単位数の6割以下
 - ☐ GPA等が学部等における下位4分の1に該当
 - ☐ 学修意欲が著しく低い状況

以 上

授業料等減免の支援停止申請書

年 月 日

佐世保市長 様

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免による支援について、以下の通り認定の効力を停止するよう申請します。

なお、支援の再開を希望するときは、別途、当該停止を解除する旨の申請をいたします。

フリガナ		入学 年月	年 月
氏 名			
学籍番号			
所属学部・学科等	佐世保市立看護専門学校	学 年	

減免を停止する期間

〔始期〕

年

月

〔終期〕（予定）

年

月

様

佐世保市長

授業料等減免対象者としての認定の効力の停止に関する通知

年 月 日付佐世保市指令 第 号により通知した授業料等減免対象者としての認定について、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第18条第1項に基づき、下記の通り認定の効力を停止しますので通知します。

記

1. 認定の効力の停止により、減免を停止する期間
年 月 ～ 年 月（予定）

2. 事由

- ☐ 日本国籍を有しておらず、支援対象となる在留資格等を有しなくなった。
- ☐ 休学を認められた。（ 年 月～ 年 月（予定））
- ☐ 停学（3月未満の期間のものに限る。）または訓告の処分を受けた。
- ☐ 適格認定における収入額・資産額の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ施行規則第10条第2項第3号イ又はロに定める額に該当しなくなった。
- ☐ 本校が定める日までに 届出（提出）を行わなかった。
- ☐ 本校が定める日までに減免継続願を提出しなかった。
- ☐ 認定の効力の停止について本人から申出があった。

3. 停止期間に係る授業料等の納付

授業料 円（ 年 月分～ 年 月分）
※ 月 日までに 円を納付してください。

様式第15号（第23条の2 関係）
授業料等減免の停止の解除（支援の再開）申請書

年 月 日

佐世保市長 様

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免について、以下の通り認定の効力の停止を解除し、支援を再開するよう申請します。

フリガナ		入学 年月	年 月
氏 名			
学籍番号			
所属学部・学科等	佐世保市立看護専門学校	学 年	

減免の停止の始期 年 月
停止の解除（支援の再開）を希望する年月 年 月